

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

役場税務課ではこの期間中、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が自己所有の土地・家屋の価格と隣接の土地・家屋の価格を比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。

### ●縦覧期間

令和6年4月1日（月）から令和6年9月2日（月）まで  
※受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日のぞく）

### ●縦覧できる人

- ▶ 町内に所在する土地や家屋の固定資産税の納税者
- ▶ 納税者と同居の親族（確認が必要）
- ▶ 代理人（納税者からの委任状が必要）
- ▶ 納税管理人（納税通知書や課税明細書の提示が必要）

※いずれの場合も納税者所有の土地や家屋が免税点未満の場合は縦覧できません。

### ●縦覧場所

美波町役場本庁税務課 及び 美波町役場由岐支所

### ●注意点

- ▶ 手数料は無料です
- ▶ コピー不可となります
- ▶ 特定の土地の評価額を知りたい、特定の個人が新築した家屋の評価額を知りたいなど、趣旨に逸脱することが明らか申請は不可となります。

【お問い合わせ】役場税務課 ☎ 0884-77-3615

## i 令和6年度犬の登録および狂犬病予防注射の日程

役場住民生活課 ☎ 0884-77-3613

令和6年度狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。犬を飼われている皆さまは、お近くの実施場所で受けてください。予防注射は1回のみとなります。なお、予診表は注射当日に必ず記入してお持ちください。記入ができていない場合は時間が遅れる事になります。なお、時間は多少前後する場合があります。

### ●4月19日（金）※中止の場合は4月30日（火）

地区名	場所（付近）	時間
西の地	美波町由岐支所	8:30～8:50
伊座利	伊座利漁協前	9:30～9:35
阿部	阿部公民館	10:00～10:10
志和岐	志和岐漁協	10:35～10:45
東由岐	東由岐公民館	10:50～11:00
西由岐	西由岐公民館	11:05～11:15
田井	田井団地浜口さん宅	11:20～11:25
	田井公民館	11:30～11:40
木岐	木岐公民館	11:45～11:55
	白浜公民館	12:00～12:05
	木岐奥公民館	12:10～12:15

地区名	場所（付近）	時間
桜町	美波保健所	13:20～13:30
外ノ磯	大黒利夫さん宅	13:35～13:45
桜町	海南タクシー	13:50～13:55
	おもちゃの城てるもと	14:00～14:05
東町	日和佐町漁協	14:10～14:20
	八幡神社	14:25～14:30
恵比須浜	津波避難タワー	14:35～14:45
田井	旧日和佐老人ホーム	14:50～14:55
西町	楠本組	15:00～15:05
井ノ上	教育センター	15:10～15:20

### ●4月23日（火）※中止の場合は5月8日（水）

地区名	場所（付近）	時間
町内全域	美波町役場	8:30～8:40
山河内	原田裕文さん宅	8:55～9:00
	旧出雲食堂	9:05～9:10
	消防山河内分団詰所	9:15～9:20
	府内バス停留所	9:25～9:30
	西山橋	9:35～9:40
	春田裕計さん宅	9:45～9:50
	原ヶ野バス停留所	10:05～10:10
西河内	はりま集会所	10:15～10:20
	小尻美智子さん宅	10:25～10:30
	浜田安昭さん宅	10:35～10:40
	農協西河内事業所	10:45～10:50
寺込	ハラトウフテン	10:55～11:00
弁才天	道の駅日和佐物産館	11:05～11:10

地区名	場所（付近）	時間
赤松	農協赤松出張所	12:30～12:35
	赤松上集会所	12:40～12:45
	赤松こども園	12:50～12:55
	赤石橋	13:00～13:05
	井上建設	13:10～13:15
大戸	旧北川酒店前	13:35～13:45
	大戸バス停留所	13:50～13:55
	川越正武さん宅	14:05～14:10
北分	一ノ坂トンネル北側	14:15～14:20
	西谷橋	14:25～14:30
北河内	坂本栄さん宅	14:35～14:40
	北河内集会所	14:50～14:55
奥潟	奥潟公民館	15:00～15:05

#### ▶料金

予防注射のみ 3,300円／予防注射と登録 6,300円（登録料 3,000円）  
お釣りのいらぬようお願いします。

#### ▶小雨の場合は実施します。

※登録は犬の生涯に1回のみ、注射は毎年1回行います。

※犬が死亡したとき、犬の所在地が変わったとき及び飼い主が変わったときは役場住民生活課まで届け出をしてください。

※登録していない犬や、放し飼いの犬は、野犬として捕獲します。

#### 【犬を飼っているみなさんへ】

○犬の運動・散歩時には、綱（リード）から放さずに、運動・散歩をさせるようにしましょう。

○公園や道路などの公共の場所や、他人の敷地内でフンをして汚さないように、必ず袋などを持参して後始末をしましょう。

○鑑札と注射済票は首輪に装着してください。法律で定められています。

## i 美波町内の水道事業が統合しました

水道課 ☎ 0884-77-0210

事業経営の安定化や施設管理の強化を図るため、令和6年4月1日より町内の水道事業が統合されひとつになりました。

美波町水道事業会計

上水道使用料

日和佐地区 / 由岐地区 / 赤松地区

美波町水道事業会計

上水道使用料

日和佐地区 / 由岐地区 / 赤松地区 /  
伊座利地区 / 阿部地区

令和6年度からひとつになりました!



統合

美波町簡易水道事業特別会計

簡易水道使用料

伊座利地区 / 阿部地区